

20歳を迎えた皆さんへ

国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、病気や事故で障害が残ったときの**障害年金**、また、加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れる**遺族年金**もあります。



2月はお得な前納制度の申し込み月

国民年金保険料の割引制度

前納制度

一括して納めると、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると、現金で前納する場合よりもお得です。2年・1年・6カ月前納の中から選べます。

希望する場合は、必要なものを持参の上、**2月28日(金)までに金融機関または年金事務所へ申し出て**ください。

早割制度

□座振替の指定日を納付期限より1カ月早めると、保険料が割引になります。納め忘れの心配もなく、安心・確実です。希望する人は、**金融機関または年金事務所へ申し出て**ください。

▼**口座振替による「前納」または「早割」の申し出に必要なもの**

- 預貯金通帳
- 預貯金通帳届出印
- 基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知)

書・国民年金保険料納付書など

クレジットカード納付

クレジットカードによる納付でも、保険料の2年前納ができます。

※有効期限を迎えるクレジットカードは、更新時に改めて手続きが必要な場合があります。ご注意ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼問い合わせ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607



さらなるまちづくりの推進のために

都市計画の変更

令和6年12月12日付けで、吉岡都市計画地区計画のうち駒寄スマートIC東周辺地区の一部を変更しました。

▼変更の内容

●C地区とD地区の区割りの一部(民有地が境界であった部分を道路に変更)

●C地区に建築を可能とする建築物の見直し(金融機関の店舗のうち銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫または農業協同組合で、床面積が300平方メートル以上)

方メートル以上のものを追加)

●D地区に建築を可能とする建築物の見直し(物品販売店舗の床面積の上限撤廃)

詳しくは、窓口で図書を縦覧いただくか、町ホームページをご覧ください。

▼縦覧・問い合わせ先

建設課 都市建設室
〒370-13692
吉岡町大字下野田560番地
☎26-2278(直通)



快適な道路に

電源立地地域対策交付金事業で舗装補修

発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、漆原地内の町道駒小半田線(約140m)のアスファルト舗装を補修しました。これにより、ひび割れやわだちなどの路面損傷を改善することができました。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)



献血にご協力をお願いします

血液は医療が進歩した今でも人工的に造ることができず、長期保存もできません。また、1人の人が1年間に献血できる回数や量には上限があります。大切な命を救うために、皆さまのご協力をお待ちしております。

期日 2月28日(金)

時間 10:00~12:00
13:15~16:00

場所 役場

※会場では基本的感染対策を実施しています。余裕をもってお越しください。

※200ml献血は、医療機関からの需要状況で人数制限があります。ご了承ください。

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料 …8期
後期高齢者医療保険料

納期限 2月28日(金)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

定例教育委員会の傍聴

- 日時 2月19日(水) 9:00~
 - 場所 文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉
教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)



申請期間は3月3日⑧～3月31日⑨です

紙おむつ・尿取りパッド購入助成事業



令和6年10月～令和7年3月に購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

▼対象

町在住・在宅で、常時紙おむつ・尿取りパッドを使用し、購入時点において次のいずれかに該当する人(施設などに入院・入所している人は除く)。

●65歳以上で要介護3～5の認定を受けている人

●3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを保有している人

▼申請期間

3月3日⑧～3月31日⑨

▼申請方法

申請書(窓口)で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。(を窓口に提出するか、次の二次元バーコードを読み取って電子申請でお申し込みください。)



▲申請フォーム(3月3日⑧)に受け付け開始します。

▼申請に必要なもの

●令和6年10月1日～令和7年3月31日のレシートや領収書

●介護保険証、身体障害者手帳または療育手帳の写し

※審査後、指定された口座に振り込みます。

▼助成上限額 1万円

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

委員を募集します

吉岡町国民健康保険事業運営協議会



町国民健康保険事業の運営に関する事項について協議する委員を募集します。

▼募集人員

①吉岡町国民健康保険被保険者代表 2人

②被用者保険等被保険者代表(国民健康保険以外の社会保険などに加入している人) 1人

①・②共通事項

▼募集要件

町在住の人で、昭和33年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人、かつ、町の他の委員会の委員を3つ以上兼務していない人

▼任期 3年(令和7年度～令和9年度)

▼報酬 1回当たり4,400円

▼会議の開催 年2回程度

▼応募・選考方法

応募用紙(窓口または町ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、持参または

郵送してください。原則書類選考です。必要に応じて面接を行う予定です。

※提出書類は返還できません。

▼締切 2月28日⑤

▼提出・問い合わせ先

〒370-3692
吉岡町大字下野田560番地
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

..ひとりで悩んでいませんか?..

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)



▲相談窓口一覧(県ホームページ)